

庄内町立小中学校再編整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 庄内町協議会等の設置等に関する要綱（平成18年庄内町訓令第5号）に基づき、庄内町立小学校及び中学校（第3条及び第4条において「学校」という。）の再編整備について意見を聴取するため、庄内町立小中学校再編整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(期間)

第2条 検討委員会の設置期間は、設置の日から令和7年3月31日までとする。

(職務)

第3条 検討委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学校の再編整備に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、庄内町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 検討委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 委員は、17人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 未就学児又は学校の児童若しくは生徒の保護者 5人
 - (2) 保育所又は認定こども園を代表する者 1人
 - (3) 幼稚園又は学校を代表する者 3人
 - (4) 学校運営協議会の委員 6人
 - (5) 識見を有する者 1人
 - (6) 公募による者 1人以内
- 4 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(実費弁償)

第6条 委員（第4条第3項第3号に規定する委員を除く。）が検討委員会に出席した場合は、予算の定めるところにより、実費弁償を支給することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。